1　実店舗を開店し、販売・授与等を行う時間（特定販売のみを行う時間は除く）

対面販売	通常の営業日及び営業時間（開店時間）	
	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する時間	
	要指導医薬品を販売する時間	
	第１類医薬品を販売する時間	
備考		

2　特定販売に係わる事項（特定販売を実施する場合のみ記載すること）

特定販売	特定販売を行う医薬品の区分		□要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く） □第一類医薬品　□指定第二類医薬品　□第二類医薬品 □第三類医薬品　□薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬を除く）
	広告に表示する名称（薬局の正式名称と異なる場合）		
	使用する通信手段		□ビデオ通話　□インターネット　□電話　□ＦＡＸ □カタログ　□その他(　　)
	主たるホームページアドレス（1）（インターネット広告を行う場合）		（パスワード等の有無：□有　□無）
	パスワード等（パスワード等がある場合）		ＩＤ： パスワード：
	主たるホームページアドレス（2）（インターネット広告を行う場合）		（パスワード等の有無：□有　□無）
	パスワード等（パスワード等がある場合）		ＩＤ： パスワード：
	主たるホームページの構成概要（インターネット広告を行う場合）		別紙のとおり
	(1)	特定販売を行う時間	
	(2)	特定販売のみを行う時間がある場合その時間	
	(3)	特定販売を監督するために必要な設備の概要（(2)がある場合）	□デジタルカメラ＋インターネット（メール）＋電話 メールアドレス： 電話番号： □その他(　　)
備考			

※主たるホームページの構成概要について
・ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。
・複数のホームページを開設している場合には、それら全てについて関連する書類を添付すること。
・カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、同様にその概要が分かる資料を添付すること。